

地方独立行政法人北海道立総合研究機構畜産試験場公告第7号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構会計規程（平成22年4月1日規定第45号）第27条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和8年10月7日

畜産試験場長 及川 学

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和8年度において地方独立行政法人北海道立総合（以下「道総研」という。）が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1） 契約

令和8年10月7日に一般競争入札の公告を行う物品（ホイールローダ）の賃貸借契約

（2） 資格

物品（ホイールローダー）の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

（3） 物品の種類

ホイールローダー 1台

なお、要求仕様については、別紙仕様書のとおり。

2 資格要件

（1） 地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規定第48号。以下「取扱規則」という。）第3条に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（2） 取扱規則第4条の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3） 北海道又は道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4） 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（5） 暴力団関係事業者等でないこと。

（6） 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（北海道が賦課徴収するものに限る。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（7） 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

- (8) 令和 8 年 月 日（施行日）現在において、引き続き 1 年以上産業機器類に関するリース又はレンタル業を営んでおり、かつ、個人にあつては、従業員 3 人以上であること。
- (9) 納入した賃貸借物品に関して、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。
- (10) 十勝総合振興局管内に本店、支店又は営業所（事業所を含む）を有すること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2 の(8)に掲げる営業年数等の資格要件は、適用しない。

ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 8 年 10 月 8 日（木）から同年 10 月 16 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、道総研畜産試験場のホームページ

(<https://www.hro.or.jp/list/agricultural/research/sintoku/>) からダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

- イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失

- (1) 資格の有効期間
資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- (3) 資格の喪失
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき又は資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたときは、資格を失う。

7 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構畜産試験場総務部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 081-0038 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地1
- (3) 電話番号 0156-64-0631